

江戸川区 導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

【江戸川区の概要等】

江戸川区は、東京都の最東端に位置し、東は江戸川を境に千葉県に接し、北・西は葛飾区、墨田区、江東区に接している。また、南は東京湾に面している。

地形は、南北に約 13 k m、東西に約 8 k m で、荒川（中川）、新中川、江戸川の流域に南北に細長い平坦地として広がっている。面積は、約 49 平方キロメートルで、東京 23 区で 4 番目に大きい面積となっている。

都心への交通の利便性が良く、住宅公園等のインフラや福祉制度などが積極的に整備されるとともに多種多様な事業所が増加し、その結果、多くの雇用機会が創出され、人口も増加しバランスの取れた職住近接のまちを形成してきた。

都市として成熟しつつある一方、近年は産業構造が変化しつつあり、製造業、運輸業などの事業者が減少する一方、情報通信、福祉、専門サービスなどの事業者が増加しつつある。

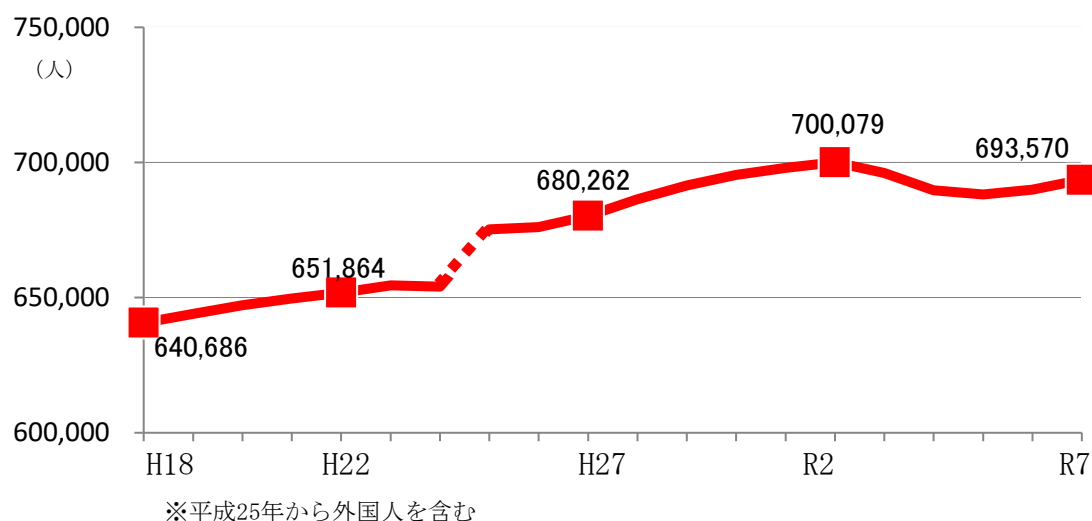
【江戸川区の人口構造等】

①江戸川区人口の現状

江戸川区の人口は、自然増と社会増、特に入学や就職に伴う地方からの若い世代の転入超過とその世代の出生数に支えられ、1980 年（昭和 55 年）以降、一貫して増加基調で推移してきたが、2018 年（平成 30 年）以降は、自然増が減少に転じ、2020 年（令和 2 年）のコロナ禍による社会増の大幅減少をきっかけに減少に転じつつある。

図 1 江戸川区の人口推移（総人口）

（参考：住民基本台帳）



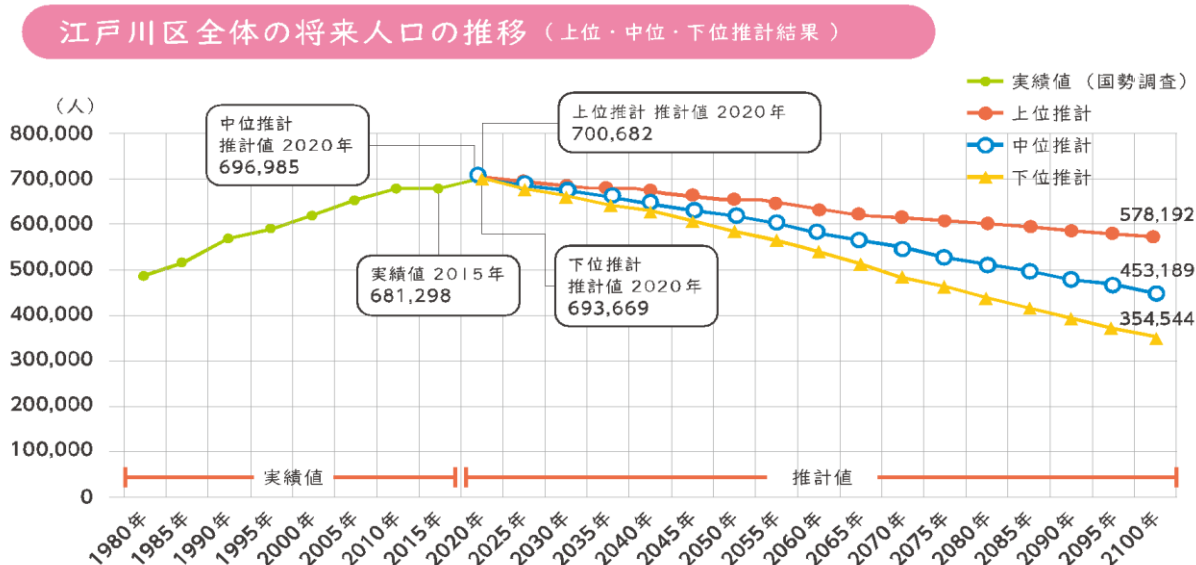
②将来人口の見通し

「2030年の江戸川区SDGsビジョン」では、自然動態の側面からは、出生者数の減少と高齢者の増加による死亡者数の増加により、自然減基調で推移するとみており、社会動態の側面は、近年の傾向から転出超過を見込んでいる。

その結果、江戸川区の人口は、2020年（令和2年）の70万人をピークとして減少してゆくを見込んでいる。（図2参照）

図2 江戸川区の人口推計（総人口）

（出典：2030年の江戸川区SDGsビジョン）

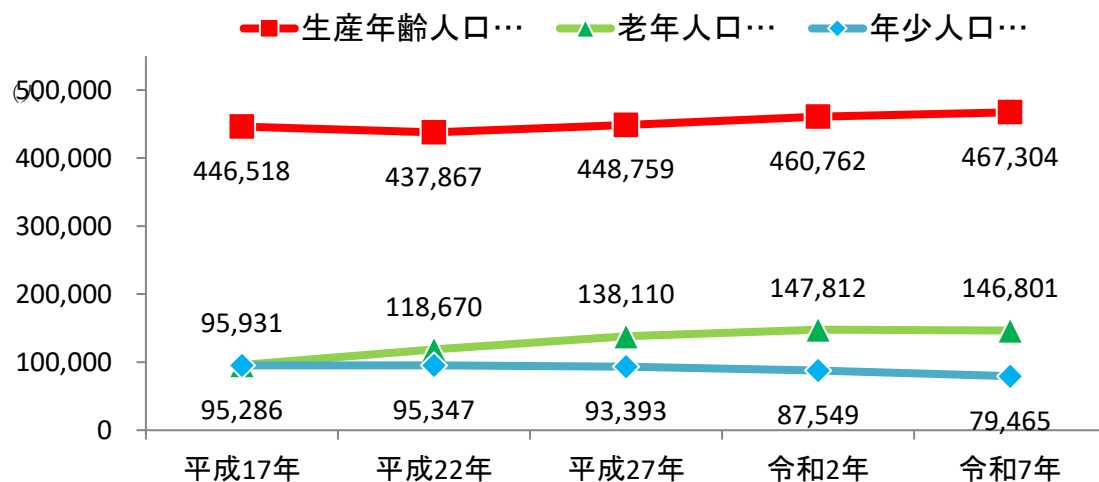


③江戸川区年齢3区分別人口の推移

生産年齢人口（15歳～64歳人口）は、2010年（平成22年）に初めて減少に転じたが、その後は外国人居住者の転入もあり、再び増加しつつある。この間、年少人口（15歳未満人口）は減少が続いており、2025年（令和7年）には8万人を下回った。他方、老年人口（65歳以上人口）は急増し、その比率を徐々に高めながら推移してきている。（図3参照）

図3 江戸川区の人口推移（年齢3区分別）

（参考：住民基本台帳）



【事業所数・業種構成】

①概要

令和3年経済センサス活動調査によると、江戸川区の事業所数は19,778事業所で、平成28年経済センサス活動調査時から450事業所減少（△16.2%）しており、23区内で12番目となっている。「医療、福祉」などのサービス業が増加している一方、「製造業」や「運輸業」が減少している。（図4参照）

また、産業分類別の事業所数は、上位から、「卸売・小売業、飲食店」（6,091事業所（全産業の30.8%））、「サービス業」（5,829事業所（同29.5%））、「建設業」（2,288事業所（同11.6%））となっている。（図4・5参照）

なお、従業員規模別の事業所数では、「5人以下」の事業所は12,400事業所（61.7%）、「20人以下」の事業所は17,886事業所（89.0%）となっており、小規模事業者の割合が大きい。（図6参照）

図4 江戸川区の業種別事業所数の推移

	製造業	卸売・小売業 飲食店	建設業	運輸通信業	サービス業	その他	計
平成21年	3,400	8,245	2,351	1,882	5,700	1,981	23,559
平成24年	2,966	7,407	2,145	1,570	5,298	1,915	21,301
平成26年	2,764	7,469	2,100	1,476	5,984	2,009	21,802
平成28年	2,511	6,985	1,992	1,295	5,594	1,851	20,228
令和3年	2,197	6,091	2,288	1,153	5,829	2,220	19,778

（参考：平成21・24・26・28 令和3 経済センサス）

図5 江戸川区の業種別構成比

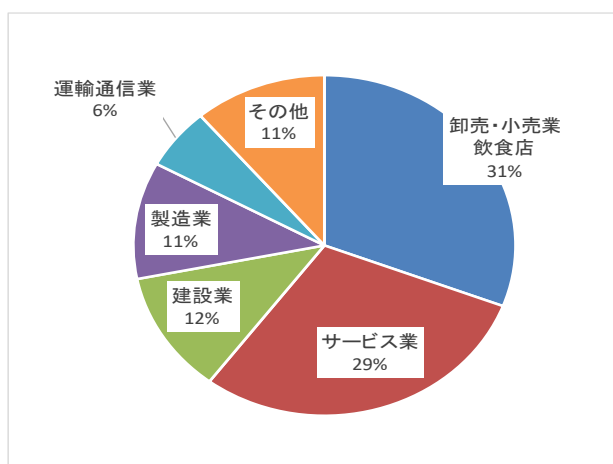
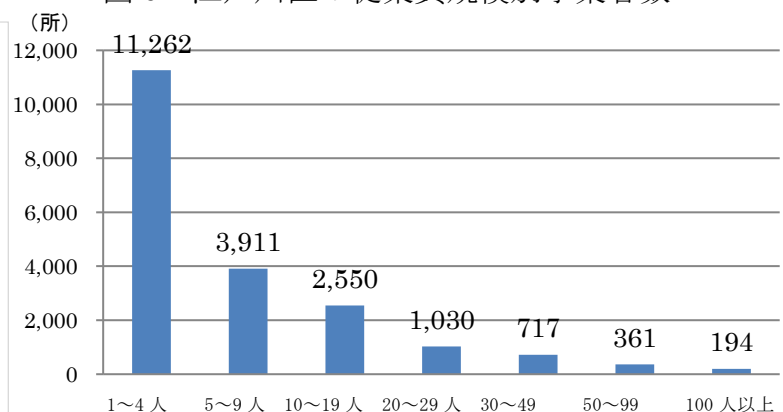


図6 江戸川区の従業員規模別事業者数



（参考：令和3年経済センサス）

②江戸川区の製造業

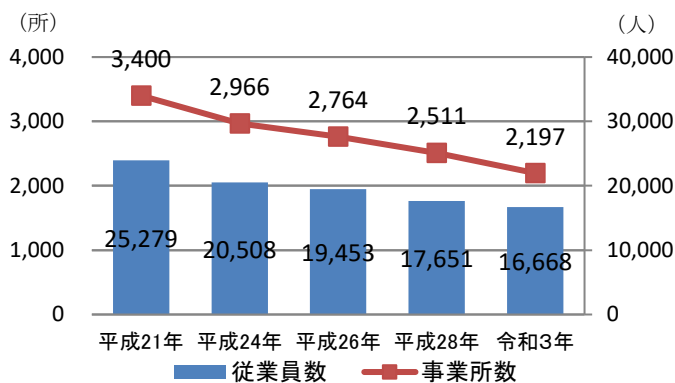
江戸川区では、昭和初期から平井・小松川、松江・東小松川地域を中心として金属・機械系の工場集積地となり、製造業は地場産業として地域活力の源となった。

しかし近年、地方や海外への生産拠点のシフトや産業の空洞化等による影響から、製造業の事業所数や従業者数、並びに製造品の出荷額は年々減少傾向が続いている。(図7・8参照)

さらに、従業員の高齢化(平均年齢は50代以上が67.5%)が進む中で、技能を担う人材の減少に伴う技術力の低下が懸念される。(図9参照)

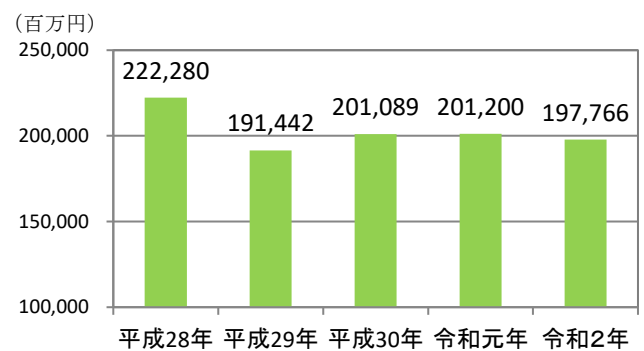
そこで、先端設備の導入による新たな付加価値の創造やデジタル技術の活用による生産性向上への取り組みが必要である。

図7 製造業の事業所数・従業者数の推移



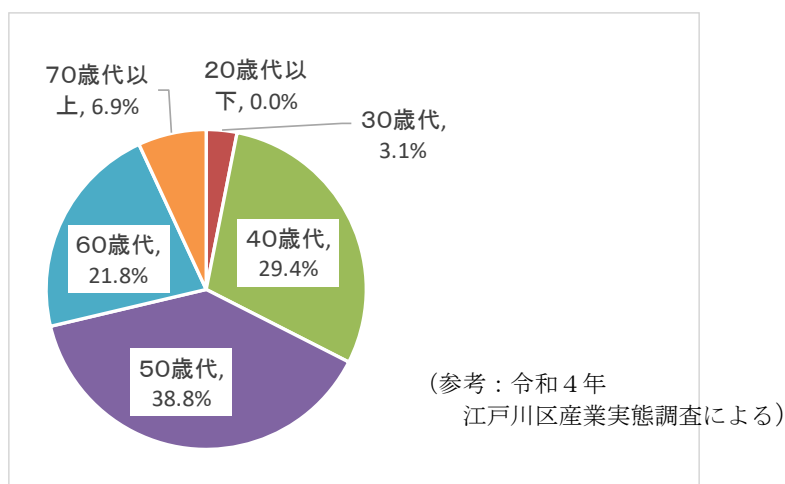
(参考：平成21・24・26・28・令和3経済センサス)

図8 製造品出荷額の推移



(参考：東京都、工業統計調査報告平成27～令和2)

図9 製造業従業員の平均年齢



(2) 江戸川区の産業振興施策

本区では、令和5年に制定した「活力ある区内産業を推進する条例」とこれに基づく「江戸川区産業振興計画」に則し、区内事業者の生産性を高める取り組みを促す各種助成等を行い、事業者の集積維持と発展を図っている。

区内事業者が事業を継続・発展するためには、生産性の高い先端設備等を導入し、労働生産性の向上を図る取り組みが有効と考える。

【計 画】

「江戸川区産業振興計画」(抄) 2024年(令和6年)8月策定

第3章 計画の体系と個別施策

個別施策③ 経営の革新および経営規模の拡大

☆ 施策の方針・考え方

企業は、現在の状況に満足することなく積極的な経営展開を目指します。新しい技術を導入するために設備の更新や、これまでと違う新たな分野に挑戦していきます。これら経営の革新や経営規模の拡大に向けた支援を、国や東京都と連携しながら実施します。

☆ 主な具体的な取り組み

デジタル化・DX導入による労働生産性向上の支援

区内事業者のデジタル化やDX導入は生産性向上に大きく資する取り組みですが、まだまだ進んでいないのが現状です。DX伴走支援事業などで、区内事業者のデジタル技術導入を進めるための総合的な取り組みをさらに推し進めます。

新製品・新技術の開発支援

新製品・新技術の開発および実用製品化等に積極的にチャレンジする企業を支援します。

【主な施策】

①新製品・新技術開発支援事業

区内中小製造事業者が製造技術や生産性の向上等を目的とした実用化の見込みのある新製品・新技術の研究開発を行うにあたり、経費の一部を助成。

②ものづくり企業に対する地域共生推進事業

区内中小製造業者等が近隣との調和を目的とした操業環境の改善(防音・防振・防臭対策等)を図るにあたり、経費の一部を助成。

③デジタル技術活用促進事業性事業

区内中小製造業者等がデジタル技術を活用して、新製品や新たな付加価値を生むDXの取り組みと生産性向上に資するIT導入の取り組みに対し、経費の一部を助成。

(3) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体として、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に年20件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(4) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

江戸川区の産業は、製造業、卸売・小売業、運輸業、建設業、サービス業など多岐にわたり、これらの業種で広く生産性の向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

江戸川区の産業は交通インフラの整備とともに、区内広域に立地している。したがって、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、江戸川区全域とする。

(2) 対象業種・事業

江戸川区の産業は、製造業、卸売・小売業、運輸業、建設業及びサービス業など多岐にわたり、多様な業種が本区の経済及び雇用を支えているため、これらの産業で広く生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取り組みは、最新の機械装置の導入やICTの活用等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年平均3%以上の向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目的とした取り組みについては本計画の認定の対象としない。
- (2) 公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては本計画の認定の対象としない。
- (3) 計画実施にあたり、関係法令に係る手続きが必要な場合は、これを確実に行うこと。
- (4) 申請事業者は、区長から計画の進捗状況について報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とする。